

第百五十五号議案

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和元年九月三日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。  
別表一の部第六の款一の項及び二の項中「一万九千二百円」を「一万九千三百円」に改め、同款三の項中「第六条第三項」を「第六条の二第三項」に改め、同款六の項中「一万七千七百円」を「一万七千九百円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、別表一の部第六の款三の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

手数料の額を改定するほか、規定を整備する必要がある。